

京都大学	博士（文学）	氏名	姚 逸葦
論文題目	学校におけるいじめの日中台比較研究： 「認識・対策セット」を用いた新たな試み		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>学校におけるいじめという現象は、世界中で深刻な問題として認識されている。東アジアの諸社会もその例外ではなく、いじめ問題はいずれの社会においても高い関心を集めており、その予防と対策の方法をめぐって、数多くの研究や議論が既に展開されている。1990年代以降いじめ現象のより根源的な理解を目的とした国際的な共同研究や比較研究が数多く実施されてきた。しかし、欧米以外の諸社会、とりわけ日本や中国大陸、台湾を対象を含むいじめの国際比較研究は、いまだ少ないというのが現状である。</p> <p>その原因のひとつとして、日本、中国大陸、台湾におけるいじめ問題の研究と対策が、これまでいじめ研究の中心となってきた欧米社会のものとは異なるかたちで展開してきたことが考えられる。現在国際的にメインストリームとして使用されている、北欧のいじめ研究者Dan Olweusが提唱した研究伝統と比較した場合に、日本、中国大陸、台湾におけるいじめの行政的定義、学術的定義および認識と対策モデルは、大きく異なる特徴を示している。比較研究の一般的な考え方に従えば、比較の対象が異なるのであれば比較研究そのものを断念しなければならない。この問題は、現在いじめの国際比較が直面している難題となっている。</p> <p>本稿の目的は、いじめの国際比較研究が抱えるこうした方法的難題を乗り越えるための新たな分析道具を提示し、定義の差異によって比較研究から除外されてきた日本と中国大陸、台湾を対象とした比較分析を行うことである。具体的には、いじめの「認識・対策セット」という新たな分析道具をまず提示したうえで、それを用いて3社会の公的領域におけるいじめ定義および、その定義が依拠しているいじめ認識と対策モデルに注目し、3社会のマスメディアおよび教育行政機関が採用してきたいじめの「認識・対策セット」を解明し、比較・分析を行った。</p> <p>本稿の第1部は、いじめの「認識・対策セット」という新たな方法論を構築する部分である。第1章第1節では、従来のいじめ比較研究が直面してきた比較不可能性という問題の原因は、「形式的定義」という分析道具、およびその分析道具が依拠している「概念と実在物の対応関係」を前提とした言語理論の限界にあるとした。そして、この問題を克服するために構築主義的な視点、とりわけLudwig Wittgensteinが提示した「言語ゲーム」と「家族的類似」の考え方をいじめの比較研究に導入する必要性を示し、いじめ概念を捉える際には定義の構成要素だけでなく、それらの言語的記号の使</p>			

い方によって生成された意味をも含めて考えられなければならない、ということを主張した。

第2節では、社会問題の構築に関わる先行研究、とりわけJoel Bestの提唱している「自然史モデル」の研究パラダイムを批判的に考察した。いじめの言語的定義に含まれている意味を理解するためには、問題状況を単に記述すること、すなわち同定の活動だけを考察するだけでは不十分であり、概念が使用される予定の実践活動、たとえば、論拠の選定、政策・対策の提示などの一連の活動と繋げて理解する必要性があるとした。

第2章の第1節では、第1章の考察結果に基づき、いじめ比較研究の新たな分析道具を構築する際に従うべき原則を提示し、それらの原則に従っていじめの「認識・対策セット」という新たな方法論的道具を提案した。「認識・対策セット」は、「定義」と、その定義が使用される「文脈」とを切断して捉える従来の言語観を乗り越え、各社会・時代のいじめ定義と、それが依存しているいじめ認識と実践モデルをセットにして、いじめ概念の意味を捉える概念道具である。いじめの「認識・対策セット」は、いじめ問題をめぐる認識という理念の側面とともに、いじめ問題を予防し、対処するという実践の側面を含んでいる。この立場に立てば、いじめ定義とは、特定のいじめ認識と対策を行う際に、認識と対策の対象となる現象の特徴を言語で規定したものということになる。

第2節では、マスメディア領域におけるいじめ認識・対策セットを考察するための方法、すなわち「いじめのフレーム」という概念道具を作成した。そして、第3節ではOlweusによるいじめ定義を対象として、いじめの「認識・対策セット」を使用した試験的な分析を行った。この分析の中で、Olweusによるいじめ定義が依存しているいじめの原因に関する認識、およびいじめ問題に有効と考えられている対策を解明することによって、Olweusによるいじめ定義の失敗をもたらした原因を分析した。Olweusはいじめ現象の問題性を「加害者や被害者に対して身体や精神問題をもたらす危険性が高い」と認識し、事態の悪化を防ぐためのルール作りおよびそれに伴う一連の「賞」・「罰」によって、ルール形成のプロセスを通じ、いじめの温床となるヒエラルキー関係を壊す、ということを主要な対策方法と考えていた。本稿はOlweusの「いじめ認識・対策セット」を「行動主義型」と名付けた。Olweusによるいじめ定義は「行動主義型」という特定のいじめ認識・対策セットに依存しているため、これ以外の認識と対策を使用している社会においては、その定義は有効性の限界に直面してしまうということを示した。

第2部と第3部では、日本と中国大陸、台湾の3つの社会の公的領域におけるいじめ概念の意味と、その意味が依存している文脈を対象として比較分析を実施した。具体的には、市民的公共領域の代表とされるマスメディアと、政治的公共領域の代表とされ

る教育行政機関が、それぞれ使用しているいじめの「認識・対策セット」を考察の対象とした。

この2つの公共領域の関係について、J. Bestは「自然史モデル」のパラダイムにおいて、概念の社会問題化は「クレーム申し立て」→「メディア報道」（市民的公共領域）→「政策形成」（政治的公共領域）という順序で展開するという仮定を立てた。このような仮定に従えば、「いじめ」概念の社会問題化も次のようなプロセスをとると考えられる。まず、あるいじめの認識と定義は異なるいじめ認識と定義とともに市民的公共領域というアリーナで議論され競合する。そして、その競合を勝ち抜きたいじめの認識と議論だけが、次に政治的公共領域という別のアリーナで行われる政策形成の段階に入り、やがて行政機関に採用され実践されていく。しかし、本稿ではいじめ概念に定義を与える活動は問題状況を単に記述すること、すなわち同定の活動だけを考察するだけでは不十分であり、概念が使用される予定の実践活動、たとえば、論拠の選定、政策・対策の提示などの一連の活動に繋がっていると主張する。つまり、いじめの原因や危険性をめぐる認識、いじめの命名と定義づけ、およびいじめの対策の策定という3段階の実践は別々に考察されるべきでもないのである。こうした考えに基づき、各社会の各時代における公的領域において「いじめ」がどのように定義され、どのように認識と対策の実践において使用されているのかを解明した。そのうえで、3社会における市民的公共領域と政治的公共領域の間におけるいじめ認識と対策の異同を分析し、Bestの「自然史モデル」に想定された2つの領域の間関係を再検証した。

第2部ではまず、日本、中国大陸、台湾のマスメディアの報道において、「いじめ」として扱われた現象の特徴を解明し、比較を行った。それによって、3つの社会の市民的公共領域において、児童・生徒が日常的に遭遇する様々なトラブルや問題行動の中で、どのような行為が「いじめ」と認められ対策を求められたのか、逆にどのような行為が「いじめ」と考えられずいじめ対策の外に置かれたか、ということを精査した。

第3章では1986年から2016年までの日本の「朝日新聞」に掲載されたいじめ記事を分析した。分析の結果、新聞記事の中で「いじめ」として扱われていた行為は、Olweusによるいじめ定義だけでなく文科省の制定したいじめ定義とも一致するわけではなかった。また、従来の行政的いじめ定義では含まれなかった「加害者が全く言及されなかった」いじめの類型が新たに発見された。さらに、いじめと扱われた事件の特徴の時代的变化を考察することによって、マスメディアで使用されてきたいじめ概念は、「在校生による攻撃」から「在校生が受けた攻撃」へと変わってきたことを発見した。マスメディアの記述に見られた「いじめ」の特徴は、同時期のいじめの行政的定義との間にはズレが見られるものの、その変化の方向は行政的定義の改定の方と同

じであることも明らかになった。

第4章では、前章と同様の方法で中国大陸と台湾におけるschool bullyingに関する記事を考察した。具体的には、2009年から2016年までの間に中国大陸の「読秀」データベースに収録された「校園暴力」と「校園欺凌」記事、そして台湾の「自由時報」に掲載された「校園暴力」と「校園霸凌」記事を分析の対象とした。分析の結果、どちらの社会においても、教育行政機関によるschool bullyingの定義とメディアの記述に見られるschool bullyingの特徴の間には、大きなズレが生じていた。「校園暴力」は、中国大陸の行政的定義においては「学校内または学校の教育活動に起きた安全問題」と規定されていた。一方、メディアの記述の中の「校園暴力」は、生徒の非行行為ないし在校生に関わる安全問題として理解されていた。また、台湾の教育行政機関は「校園霸凌」を「在校生の間に起きた攻撃行為」と規定していた。それに対して、新聞記事の中では「在校生が非在校生から攻撃を受ける」という現象が問題視され、「校園霸凌」と呼ばれてマスメディアで討論され対策を求められていた。

第3部では、3つの社会の政治的公共領域に注目し、各社会の各時期において行政機関が使用してきたいじめ認識・対策セットを解明した。第5章では、日本、中国大陸、台湾における現行のいじめの認識・対策セットを対象にして比較分析を行った。その結果、3社会の行政機関が使用している、「学校安全」（中国大陸）、「逸脱矯正」（台湾）、「リスク低減」（日本）という3つのいじめの「認識・対策セット」が見出され、各社会におけるいじめの行政的定義の制度的依存性が検証された。

具体的には、中国大陸の教育部は「校園暴力」の原因が学校の安全管理体制にあると認識し、校園暴力の加害者および学校安全の責任者に対する懲戒の強化によって、校園暴力の発生率を低減させようとした。それゆえ、校園暴力の行政的定義の中で、生徒間のトラブルに限らず学校の安全責任範囲の中で発生した、生徒および学校の関係者の安全を脅す行為全般が校園暴力と規定されていた。それに対して、台湾教育部は「校園霸凌」の原因を生徒の規範意識の欠如と考えており、教師および心理学の訓練を受けた専門の教師が加害生徒と被害生徒に指導を実施することによって、校園霸凌の発生を抑制しようとした。その結果、校園霸凌の定義の中には、生徒間の逸脱行為という特徴だけでなく、「学校防制校園霸凌因應小組」という逸脱の指導・矯正を実施する主体によって校園霸凌として認められたものという項目が盛り込まれた。日本の文部科学省は、いじめを全ての子どもが一定の確率で遭遇するリスクであると認識しており、教師やSC、SSW、警察、地域コミュニティの構成員など、多様なアクターを動員し、いじめ防止システムを構築することによっていじめの発生を抑止しようとしていた。また、いじめは子どもの個人的要因のみが引き起こすものではなく、家庭や学校、友人、地域社会など、子どもを取り巻く環境の問題と複雑に絡み合っているものであると認識されていた。こうしたリスク低減を目標とした認識・対策モデ

ルのもとで、いじめは被害者の感じた主観的な苦痛と定義されていた。

第6章では、日本の行政的いじめ定義の2回の改定、およびその背後にある、いじめの「認識・対策セット」の通時的な変化を考察した。その結果、2回の定義定前後に、いじめの認識・対策モデルにも転換が起きたことが確認された。具体的には、1980年代の「逸脱矯正」といういじめ認識・対策セットは、いじめの原因を「生徒の規範意識の欠如」と認識し、対策の方針を「規範に関する指導」としていた。このような認識・対策モデルのもとで、いじめ現象の「逸脱性」と「指導の必要性」という特徴が強調され、定義に入れられた。1994年前後になって、1回目のいじめ認識・対策セットの転換が起こった。いじめ原因に関する認識は、「生徒の規範意識の欠如」から「子どもの不安感と日常のストレス」へ変わり、有効とされる対策方法も「教育指導」から「心の指導」や「支援」へと変化した。この新しい認識・対策モデルのもとで、いじめ現象の問題性も「加害行為の逸脱性」から「逸脱行為による被害」に転換した。さらに2006年前後には、文科省のいじめ認識・対策セットは「リスク低減」へと移っていき、いじめ問題をもたらすリスクファクターおよび、いじめ問題がもたらしうるリスクが重要視され、社会範囲のいじめ防止システムの構築が進んできた。それに伴い、いじめ定義の中で、「逸脱性」を示す要素がなくなり、「被害という感覚」に置き換えられた。

本稿の終章では、第2部と第3部の分析結果をまとめたうえで、総合的な比較を行った。本稿は3社会の教育行政機関に使用されている5種類のいじめの「認識・対策セット」を、さらに「加害者中心型」、「被害者中心型」、「学校安全」という3類型に大別し、同時期の各社会のマスメディアに使用されていた支配的ないじめのフレームの特徴と比較した。その結果、中国大陸と台湾の行政機関に問題視され、対策が取られた現象は、必ずしもメディアの関心を集めた現象と一致するわけではないということが分かった。つまり、この2つの社会において、行政機関は独自のルートでいじめの定義、認識、対策を作成したと考えられる。それに対して、日本のメディアと行政機関のいじめ認識は、その変化の方向性という点では一致していたものの、行政機関のいじめ認識・対策モデルの変化が先に起こり、メディアにおけるいじめの支配的なフレームの変化はそれ続く場合がほとんどであった。つまり、日本社会におけるいじめの社会問題化は、まず政治的公共領域において形成され支配的な認識・対策モデルが、後に市民的公共領域に受け入れられメディアによるいじめ報道に反映されていったということが確認されたのである。この知見は、J. Bestが提唱している「自然史モデル」の仮定に対する、ひとつの反例を提示したことになる。また、本稿の分析を通し、いじめ定義の多様性・家族的類似性及びその成因となる定義の制度的拘束性を解明した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、学校におけるいじめという社会問題についての、日本、中国大陸、台湾を対象とした国際比較研究である。いじめはどこの社会にもある問題のようでありながら、国際比較が難しいと言われてきた。いじめという現象は多様であり、いかなる現象をいじめと認識して問題視するかは、社会によって大きく異なるからである。これは原理的にあらゆる社会現象の比較の可能性・不可能性の議論につながる論点でもある。

そこで本論文は、まず第1部において、いじめ現象の国際比較をいかに可能にするかという方法的課題に取り組んだ。本論文の理論的貢献と評価できる。日本における「いじめ」にあたる現象を指し示す言葉として、中国大陸では「校園暴力」と「校園欺凌」、台湾では「校園霸凌」、「校園暴力」が使われる。それらの定義はヴィトゲンシュタインの言う「家族的類似」の様相を呈しており、共通する特徴を抽出して一般的な定義をすることはできない。さらにこれらは従来の研究において国際的に広く使われてきたダン・オルヴェウスのbullyingの定義とも隔たっている。国際比較研究を進めるのは難しいと思われる状況であるが、これは概念と実在物の対応関係を前提とした形式的定義の限界によるものであると本論文は指摘する。

この限界を乗り越えるため、本論文はヴィトゲンシュタインの提唱した「言語ゲーム」論に依拠した比較社会学の方法を提案する。「言語ゲーム」論によれば、言語の意味とは用法であり、概念の意味を理解するには、それにまつわる行動も含めた実践の全体を捉えなければならない。各社会のいじめ概念は「いじめ防止」や「いじめ研究」などの活動のために使用されるものなのだから、その状況や活動から分離せずに把握した上で比較する必要がある。そこで本論文が分析道具として提案するのが「認識・対策セット」である。いじめをめぐる認識とは、いじめ問題をもたらした原因に関する認識であり、いじめの対策とは、いじめ問題を予防し介入するための仕組みを策定する実践である。いじめ定義とは、いじめ現象をめぐるこうした実践の対象の言語的表現と言える。各社会の独特な制度的・歴史的条件下で展開されてきた多様ないじめの認識と対策という実践を比較考察するという方法は、いじめの比較社会学の本来の目的にかなうものであろう。

本論文の実証部分は大きく二つに分かれる。日本、中国大陸、台湾という3つの社会の新聞報道の分析である第2部と、教育行政機関の施策の分析である第3部である。すなわち3つの社会の市民的公共領域と政治的公共領域において用いられてきた「認識・対策セット」はいかなるものであるのかを、それぞれ検討している。メディアと行政機関を区別して分析するのは、社会問題の構築主義的研究において多用されるジョエル・ベストの「自然史モデル」に依拠したものである。ある事象の社会問題化は、「クレーム申し立て」→「メディア報道」→「政策形成」という順序を追って展開するというモデルである。

本論文は観察期間中の3つの社会において、5種類の行政的いじめ認識・対策セッ

トが存在したと整理する。さらにそのうちの2つずつをまとめて、3種類に大別する。いじめの原因は規範意識の欠如であると認識し逸脱矯正を対策とする「加害者中心型」、子どもの不安感や日常のストレスが原因であるとして心理支援とリスク低減のための対策をとる「被害者中心型」、「学校安全」のための管理の不足を原因と見て加害者および安全責任者に対する懲戒によりいじめの発生を減らそうとする「場所中心型」の認識・対策セットである。「加害者中心型」は1980年代の日本と現在の台湾、「被害者中心型」は1990年代半ば以降現在までの日本、「場所中心型」は現在の中国で見られる。東アジア以外の地域にも適用できる汎用性の高い類型に到達したことは大きな成果と評価できる。

また、メディアと行政機関によるいじめ認識・対策セットを比較すると、中国大陆と台湾では両者の関係は薄く、日本ではむしろメディアが行政機関の認識・対策セットの変化を後追いしていることがうかがわれる。ベストの自然史モデルはあてはまらない。東アジアの市民的公共領域の性質に関わる示唆を含んだ知見である。

本論文は独創的な方法の提案をしているだけに、荒削りな点も無いわけではないが、それらは今後の研究のなかで解決をめざすべきであり、本論文の価値を損なうものではない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2019年5月24日、審査員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。